

平成 30 年 1 月の市民の声（全 6 通のうち 5 通）

市民の声の内容と、そのお返事の一部を紹介します。

◇健康遊歩道について

【ご意見・ご提案など】

職員みなさま、日々市政業務ごくろうさまです。提案について、坂戸山周辺地域の魚野川河川敷利用（主に泉田橋～二日町橋）で歩道専用路等の計画はどうでしょうか。

国県も関わると思いますが、まず、①トレーニング始め、ジョギング・ウォーキングで健康と体力づくり、並び生活習慣病打破、②春は桜並木通りと花いっぱい、夏は鮎釣り、バーベキューな河川の見学、秋は坂戸山周囲紅葉鑑賞、冬は雪景、四季を通しての散策路、③その中に坂戸山中心にディスプレイ、銭淵公園、二日町グラウンド含む総合多目的公園化など。

現在の国・県道でのトレーニング拝見しますが車、構造物の接触、交差点では危険がいっぱい、夜間は更に危険です。その点河川敷は安全、安心ではないでしょうか。南魚沼市は他市町村より健康に対する真剣みがないように思われます。ご存知と思われませんが長岡花火会場付近のフェニックス大橋～長生、大手大、長岡大、蔵王橋間での年 4 回利用していますが、休日はいっばいでジョギング、ウォーキング散策など見事で気分最高です。散策にいかがでしょうか。

以上むずかしいでしょうがいつかはそういう方向性になること期待しています。

（平成 30 年 1 月 12 日）

【お返事】

市民の健康意識は年々高まっており、意欲的に体を動かし、定期的な運動を心がけている人が増えていると考えています。このことを裏付けるように、市の健康診断時の運動習慣に関する問診結果では「1 回 30 分以上の運動を週 2 回以上継続している人」の割合が増加しています。しかし、県検診保健指導支援協議会の報告によると、定期的な運動習慣のある人の割合は県内で 20 位となっていることから、引き

続き健康増進の取組を進めていく必要があります。

市では、平成 28 年 3 月に策定した「いきいき市民健康づくり計画」に、ご提案にあるような自然環境を利用した健康づくりの取組を記載しています。生活習慣病予防の観点ではウォーキングの重要性が高く評価されていることから、市内 6 か所のモデルコースが登録（県と県ウォーキング協会が、安全性や快適性など一定の基準を満たすウォーキングコースを新潟県健康ウォーキングロードとして選定）され、地域のイベントなどでも活用するなど、運動習慣としてのウォーキングの推奨に加えて、観光交流や環境保護の観点を含めた取組を進めています。

市内には、八色の森公園をはじめ、銭淵公園、かまくら桜ヶ丘公園などウォーキングに適した公園が多くあります。また、大原運動公園、登川河川公園などジョギングやランニングができる施設が整備されています。

また、スポーツ庁の発足に合わせ、市は平成 27 年にスポーツ健康都市を宣言し、市民のスポーツへの多様性に対応した屋内外のスポーツ施設の充実を図ってまいりました。

これらのことから、市民のだれもが気軽に運動を楽しめる環境は一定程度整ったと考えています。そのため、ご提案の歩道専用路等の設置は現時点では考えていませんが、泉田橋から二日町橋間については、魚野川に親しめる環境整備の一環から「ふれあい魚野川プロジェクト整備事業」として、河川敷内の道路のアスファルト化を実施し、健康ウォーキングロードとして活用できるように、県、市、地元団体と話し合いながら進めています。今後も市民のスポーツへの関心や動向を把握しながら、さらに利用しやすい環境づくりを進めるとともに、現有施設の利用促進を図ってまいりたいと考えています。また、広域的な自治体連携により、各自治体が保有する施設の共同利用を図れるような体制づくりも検討しながら、暮らしやすいまちづくりを進めてまいります。

（担当：企画政策課）

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇浦佐の水害対策について

【ご意見・ご提案など】

市政には日頃ご尽力いただき感謝申し上げます。浦佐にある「うるし沢川」が何年たっても改修されず、平成 23 年 7 月、昨年 7 月の大雨、地域住民は甚大な被害を受けております。上流の川幅を広くして、下流をラップぐちのような河川改修、J R との関連でうまくいかないのか？都市計画から、はじき出されたゼロメートル地帯です。地元から送出されている議員も本気度が見当たりません。ある議員は、いち早い対応で地元住民から感謝されてと云う趣旨の議会報告をされていました。カチンとききました。よくもまあ、こんな事を言えると思いました。水が引けた後石灰をとどけますと…。待てど待てど届かず、自分で近くのホームセンターで購入し散布する有様。とんでもない時になって石灰が届く。もういらぬから持って帰ってくれと…。川東地区は病院等と関係で急速に整備されましたが、川西地区は、ますます寂れてきます。寂れてくるのは仕方がないとしても、この水害から住民を守る、安心して暮らせる街づくりをお願い致します。

当局は何が良い考えでもおありでしょうか。一刻も早い対応お願い致します。

(平成 30 年 1 月 15 日)

【お返事】

浦佐の市街地を流れる「うるし沢川」は、一級河川で砂防河川にも指定されています。ご指摘のように、平成 23 年の新潟福島豪雨や昨年 7 月 18 日の梅雨前線豪雨において、浸水被害が発生しました。

県、市ともに、現場状況は把握しております。河川管理者である南魚沼地域振興局地域整備部が改善策について検討を始めたところですが、具体的な方針はまだ出ていません。

地域のみなさまにご心配をおかけしていることから、県に対して一刻も早く対策を実施していただくよう、市からも強く働きかけてまいります。

消毒用石灰の配布につきましては、浸水被害を受けた行政区に必要な数の集約を依頼し、大和庁舎で行政区長に配布しました。

富町区については、7 月 20 日に 6 袋を配布しました。石灰の配布が遅れたようですので、今後は行政区長にお渡しする段階で「早めに

配布してください」と、お声掛けするよう改善いたします。

(担当：建設課・総務課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇ 共通シーズン券について

【ご意見・ご提案など】

市内には数多くのスキー場が有り、恵まれた環境にあります。しかし、昨今は客数も少なくなっており、寂しい限りです。逆に市民の高齢化率は増加の現況です。そう言った中でシニア世代をスキー場に引き出していかがでしょうか？その為には市内スキー場のシーズン券の販売にあると思います。どのスキー場も、リフトの人員は配置してありますが空転は外部から見ても活況がなさ過ぎます。シニアも、スキー場に出掛ければ多少なりとも金銭を使いますし、一緒に乗れば多集落の方々とも交流ができ、付き合いも広がります。

又、雪掻き以外冬の運動がなく、体を動かしません。少しでも体を動かし、健康になれば医療費の軽減に続くのではないのでしょうか？湯沢町でもやっている市内何処でも使える「リフト券」を是非お願いします。

(平成 30 年 1 月 16 日)

【お返事】

市では、市内スキー場経営者のご理解のもと、青少年の健全育成や索道事業者の社会貢献を目的に、小中学校や高等学校に通学する児童・生徒とその保護者、勤務する教員や指導者に共通リフト券（シーズン券）を発行しています。

各種調査機関の調査によれば、スキーのような特殊なスポーツ（限られた季節、場所しかできない、高価な用具）は、幼少期に体験したかどうかで、成人後にそのスポーツを再度行うかどうかが決まるという結果が出ています。この観点からすれば、当市のように「主に小中学校や高等学校に通学する児童・生徒」に共通リフト券（シーズン券）を発行することは、有効な施策であると考えます。

「高齢者や一般市民にも低額料金で共通リフト券（シーズン券）を発行していただきたい」と、以前からお願いしてはいますが、「スキー場経営はリフト券の売上げで成り立っている」として、実現には至っていません。

昨今のスキー客の客層を見ますと、高齢者が 6 割から 7 割を占めています。スキー場によって扱いは違いますが、55 歳以上、または 60 歳以上の人は、一般よりも 1 割から 3 割安く各スキー場のシーズン券を購入することができます。

スキー場経営の健全化のためにも、これらをご利用いただきますよう

お願い申し上げます。

(担当：商工観光課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇用水路の柵について

【ご意見・ご提案など】

石打小学校脇を流れる用水路の脇に立っているアパートの住人です。今、アパートには幼児から小学生までが6人住んでいます。結構流れのある用水路なので危険を感じています。柵（フェンス）の設置は、個人対応なのか、市役所なのか、または別のところなのか？よくわからないので、ここでお聞きすることとなりました。よろしく願いいたします。

（平成30年1月22日）

【お返事】

お寄せいただいた情報から判断すると、アパート付近を流れているのは用水路ではなく、新潟県が管理する一級河川「窪川」と思われます。担当は、南魚沼地域振興局地域整備部（電話772-2662）になります。

河川管理者が行うべき危険防止措置については、地理的状況や危険性などさまざまな要因により判断が分かります。これまでの河川転落事故等については判例が数多くあり、一概に「河川管理者が柵の設置義務を負う」とは言えないようです。

以前から川があり、後からアパートが建築されたことを考えますと、一般的にはアパートの建設時に危険防止対策を講ずべきだったと考えられます。まずは、アパートの管理者にご相談されてはいかがでしょうか。

（担当：建設課）

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658

◇道路に出された雪について

【ご意見・ご提案など】

私の経営する店の向かいのお店が雪の上に看板を立て、客引きのために道路に大量の雪を積んでおります。お客様呼び込み自体は営業努力なのかと思いますが、歩行者道路の白線より1m以上も道路に張り出しており、小学校の児童が毎日通ることから、そのお店の方にはせめて白線まで雪を片付けていただけるようお願いしましたが聞き入れていただけません。

大雪の折、車の往来にも支障をきたします。また児童の安全のためにもお手数ですが行政の方から雪を片付けて頂くことはできないでしょうか？よろしくお願い申し上げます。

(平成30年1月29日)

【お返事】

ご意見をいただいた市道脇の積雪について、現地の状況を確認いたしました。

意図的に堆雪しているのかは不明ですが、道路幅員が狭まっており通行に支障が出ている状況でした。関係者へ事実関係の聞取りを実施した上で、通行に支障がない程度まで処理するよう検討いたします。

また、処理する場合は看板が支障となりますので、所有者へ移設を依頼するとともに、道路敷地へ看板を設置しないよう指導いたします。

(担当：建設課)

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658